

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第6回）議事録

■日時 令和6年3月26日（火） 午前10時00分～午前12時10分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥部会長、荒井委員、飯泉委員、玄委員、堤委員、速水委員、水本委員、横田委員、渡部委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

六本木五丁目西地区市街地再開発事業【1回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【騒音・振動】【日影】【電波障害】【風環境】【景観】【史跡・文化財】について、質疑及び審議を行った。

令和 5 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 6 回）
速 記 録

令和 6 年 3 月 2 6 日（火）
対面及びオンライン併用

(午前 10時00分 開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。

本日は御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から報告申し上げます。

現在、委員12名のうち10名の出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和5年度第6回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。

それでは、部会長、よろしくをお願いいたします。

○奥部会長 はい。分かりました。皆様、おはようございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴はWeb上での傍聴のみとなっております。それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人、入室されました。

○奥部会長 分かりました。

では、ただいまから第一部会を開催いたします。本日の会議は、次第にありますように、「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案にかかる質疑及び審議【1回目】となります。

それでは、次第1の「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案にかかる質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○奥部会長 審議の進め方について御説明させていただきます。審議は、今回を含めて計3回とする予定です。2回目に審議結果をまとめ、3回目は総括審議となります。事業者の出席は、今回を含め2回を予定しております。今回は、1回目の審議となりますので、委員の皆様には事業計画の内容など、確認したい点や疑問点などについて、御担当いただいている評価項目に限らず、幅広く質疑を行っていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、資料1を御覧ください。資料1は、「六本木五丁

目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について、都民の意見書及び事業段階関係区長の意見をまとめたものになります。

意見書等の件数ですが、都民からの意見が4件ございました。また、関係区長からの意見は港区長及び目黒区長の2件がございました。合計して、意見書等の件数は6件でございます。

なお、本事業は環境影響評価条例規則第51条で定める「特定の地域」、特定の地域とは良好な環境を確保しつつ、都市機能の高度化を推進する地域です。ここに含まれることから、条例規則第54条で定められた項目が選定されており、その項目に関する意見等が寄せられております。

まず、都民の主な意見でございます。

大気汚染について。地下駐車場及び熱源施設稼働による二酸化窒素等の排出口が計画地の北東角にあることは、人々の健康に影響を与える可能性があり、二酸化窒素等は麻布保育園に多く蓄積される計画となっている。排出口位置の変更をすべきとの意見がございました。

麻布台開発時、目で確認できるほどの空気汚染があった。このような開発が行われることにより、六本木の街にも空気汚染が懸念され、風評被害につながりかねない。六本木交差点付近の区域を除外した開発計画を再考すべきとの意見がございました。

続きまして、風環境についてです。六本木エリアでは、既に東京ミッドタウン等の超高層ビルが建設されており、それらからの風の影響を考えるべきとの意見がございました。

その他については、現状で外苑東通り沿い北側道路に渋滞が発生しており、芋洗坂の延伸は新たな渋滞を生む可能性があり、芋洗坂拡幅延伸の計画は変更すべき。また、外苑東通りは地域の主要渋滞箇所には指定されておらず、拡幅の必要性がないとの意見がございました。

また、東洋英和女学院幼稚園・小学校等の一部樹木を伐採し、ほぼ全ての緑化を屋上緑化とする本計画は、「都心の森」というコンセプトへの理解に苦しむ。既存樹木を伐採する計画を見直し、現存する緑を守りながら開発する計画へと変更すべきとの意見がございました。

続きまして、関係区長からの主な意見でございます。

1件目としては港区長からの意見を要約して御説明いたします。総論として、環境影響評価書を作成する際は、内容や表現をさらに工夫し、本計画が生活環境にどのような影響

を与え、どのように配慮するのかを理解しやすいように示すこととの意見がございました。

また、計画地周辺の住民及び関係者に対して、計画や工事に関する情報提供を適切に行い、意見・要望等があった場合には真摯に対応することとの意見がございました。

大気汚染については、大気汚染防止法等の法令を遵守し、アスベスト等の飛散防止対策及び廃棄物処理を適切に行うことや、計画地周辺の住民及び関係者の生活環境を十分に配慮し、影響が極力小さくなるように努めることとの意見がございました。

騒音・振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」等を遵守した上で、計画地周辺の住民及び関係者への影響が極力小さくなるように努めることや、工事用車両の車両計画等を考慮し、工事用車両の減少に努めることとの意見がございました。

日影につきましては、実施設計を進めていく中で、日影の影響がさらに小さくなるように努めることとの意見がございました。

電波障害については、計画建築物等により電場障害が生じる場合には、障害内容等について、電波障害を受ける人に情報を提供することや、相談窓口を明確にし、迅速かつ丁寧に対応することを求める意見がございました。

続きまして、風環境については、十分な風対策を着実に行うことや、ビル風軽減策の検討において、防風植栽だけでなく、フェンスや防風スクリーン等を総合的に検討し、さらに工夫を求めること等の意見がございました。

景観については、「東京都景観条例」及び「港区景観条例」に基づく協議等に対応し、地域一帯の景観がより一層良好なものとなるように努めることを求める意見がございました。

史跡・文化財については、埋蔵文化財の確認調査については、区と協議してから実施するよう求めることや、埋蔵文化財が確認された場合には文化財保護法に基づき、適切に対応することを求める意見がございました。

温室効果ガスについては、建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置及び建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置を求めることや、創エネルギー機器の導入、再生可能エネルギー割合の確保を求める等、意見がございました。

その他については、自転車駐車場設置の検討や、交通安全対策の徹底を求める意見等がございました。

続きまして、目黒区長からの意見を要約して御説明いたします。

電波障害について、工事中や完成後に障害が生じた場合には調査を実施し、対応するこ

ととの意見がございました。

目黒区長からの意見は以上です。

なお、環境影響評価書案に関する見解書において、事業者の見解が示されておりますので、詳細はそちらを御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○奥部会長 ただいまの説明の内容につきまして、御質問がございましたらお願いしたいと思います。なお、事業内容、評価書案に関する質問については、この後の事業者の説明の後にお願いいたします。何か事務局の説明に対して、御質問等ございますか。大丈夫でしょうか。WEB上も特に、御参加の委員の方、大丈夫ですか。

(なし)

○奥部会長 大丈夫そうですね。では、特に御意見がないようですので、次に事業者の方から各選定項目の予測評価について、御説明をお願いいたします。

なお、WEBによるオンライン会議でもありますので、説明される事業者の方は最初に自己紹介を、まずしていただきまして、合わせて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。では、よろしくをお願いいたします。

○事業者 そうしましたら、こちらのほうで、まず御挨拶させていただきます。本日は、どうもよろしくをお願いいたします。私、六本木五丁目西地区市街地再開発準備組合の事務局長をやっております、森ビルと申します。よろしくをお願いいたします。

○事業者 同じく、森ビルと申します。本日はよろしくをお願いいたします。

○事業者 同じく、森ビルと申します。よろしくをお願いいたします。

○事業者 同じく、森ビルと申します。よろしくをお願いいたします。

○事業者 同じく、森ビルと申します。よろしくをお願いいたします。

○事業者 パシフィックコンサルタンツと申します。よろしくお願ひします。

○事業者 同じく、パシフィックコンサルタンツと申します。よろしくお願ひいたします。

○事業者 そうしましたら、今からパシフィックコンサルタンツのほうから事業の概要を説明しますので、よろしくお願ひいたします。

○事業者 それでは、私のほうから評価書案を用いて事業概要及び予測評価の結果について、御説明をさせていただきます。今、画面共有をしておりますので、こちらをもって御説明をさせていただきます。

まず、事業概要についてです。こちらの表にお示ししているとおり、今回の事業区域は

東京都港区六本木五丁目となっております。

敷地面積は、約 7.1 ha。建物の最高高さは G.L. から約 32.7 m。

主要用途は事務所、ホテル、店舗、住宅、文化施設、学校、駐車場等となっております。

今、御説明しておりますのが、評価書案の 1-1 から 3-1 ページのところとなっております。

駐車場台数は、約 1,570 台となっております。

工事予定期間は、令和 7 から 12 年度。

供用開始時期は、令和 12 年度を予定しております。

続きまして、建築計画の概要になります。評価書の今、5-12 ページになります。今回の事業区域、六つの街区に分かれております。北から A-1 街区、A-2 街区、A-3 街区、B 街区、C 街区、E 街区となっております。具体は次の 5-13 ページ、こちらの図面の配置となっております。

続きまして、5-14 ページ、こちらにお示ししておりますのが、今回の計画の断面図となっております。こちら最も高層の棟が位置しておりますのが A-1 街区、住宅等がございますのが B 街区、南側の E 街区となっております。

続きまして、5-15 ページになります。こちら完成予想図をお示ししております、計画地を西から視認したものとなっております。

続きまして、5-16 ページになります。こちら工事の完了後の発生集中交通量に関してお示ししております、工事完了後の発生集中交通量は、平日約 21,400 台、日当たりを想定しております。

続きまして、5-17 ページになります。こちらにお示ししておりますのが、関連車両の主な想定走行ルートとなっております。こちらの走行ルートを想定の上、大気汚染に関する予測を実施しております。

続きまして、評価書案 5-18 ページのところになります。こちらにお示ししておりますのが駐車場の排気口位置になります。北側のところから No. 1-1、1-2、No. 2、No. 3、No. 4、No. 5、No. 6 と六つの排気口を想定し、大気汚染の予測を行っております。

続きまして、評価書案の 6-2 ページ、環境影響評価の項目について、御説明をさせていただきます。冒頭、事務局のほうから御説明ありましたとおり今回は特定の地域という

ところに該当することから、東京都環境影響評価条例施行規則第54条に定める、現在こちらの表のグレーのハッチを掛けている項目について予測評価を行っております。上から大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財となっております。

ここからは、各項目の具体的な予測内容について、御説明をさせていただきます。

まず、評価書案7-30ページを御覧ください。こちら、先ほどお伝えしました工事用車両の走行ルートとなっております。こちらにお示ししておりますNo. 1からNo. 4、計画地周辺の四つの道路を対象に、工事中の予測評価を行っております。

同じく、7-31ページ、こちら関連車両の走行ルート、同じ断面位置、四つに関して予測評価を行っております。

予測の結論、結果になります。7-65ページを御確認ください。こちら建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果となっております。

いずれの項目とも環境基準を下回る結果となっております。

工事の実施に当たっては、建設機械の稼働による寄与率を極力少なくするため、建設機械の集中稼働を避けた平準化等に努め、さらなる低減を図ってまいります。

以上のことから、建設機械の稼働による寄与率低減に努めることで大気質への影響は軽減されると考えております。

続きまして、評価書案7-66ページになります。こちら工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測の結果となっております。二酸化窒素の将来濃度、年間98%値に関しましては、0.037から0.039ppmであり、環境基準を満足いたします。

また、浮遊粒子状物質につきましても、日平均値2%除外値は、いずれの断面とも0.039mg/m³であり、環境基準を満足いたします。

工事用車両の走行による寄与率は0.02から0.04%と小さく、工事用車両の走行による影響は小さいと考えております。

続きまして、評価書案7-67を御確認ください。こちら、先ほど御説明いたしました浮遊粒子状物質の細かな予測の結果の数値となっております。

続きまして、7-68ページです。こちら工事の完了後の関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の予測結果となっております。二酸化窒素の将来濃度、日平均値、年間98%値は、こちらの表にお示ししておりますとおり0.038から0.039ppmであり、環境基準を満足するとともに、寄与率は0.35から0.8

6%と予測されました。

また、浮遊粒子状物質の将来濃度、日平均値2%除外値は、 0.039 mg/m^3 であり、こちらと同じく環境基準を満足するとともに、寄与率は0.02%から0.06%であり、関連車両の走行による影響も小さいと考えております。

続きまして、評価書案7-70ページになります。こちら地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度になってございます。二酸化窒素の将来濃度は、年間98%値で、 0.043 ppm であり、環境基準を満足いたします。また、浮遊粒子状物質につきましても 0.040 mg/m^3 であり、環境基準を満足いたします。寄与率も小さいことから、地下駐車場からの排気による付加濃度は小さく、地下駐車場の供用による影響は小さいと考えております。

続きまして、7-71ページになります。こちら熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の濃度となっております。日平均値の年間98%値は、 0.040 ppm であり、寄与率は15%、環境基準を下回っており、熱源施設の稼働による影響は小さいと考えております。

続きまして、騒音・振動になります。評価書案7-106ページを御覧ください。こちら建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の影響についてです。

建設作業の騒音レベルは、地上解体工事時、6か月目が最大で85dB、建設工事時の実施時が着工後、34か月目で79dB、いずれも評価の指標とした勧告基準を満足いたします。

建設作業振動につきましましては、地上解体工事時、同じく6か月目が69dB、建築工事の実施時34か月目が61dBであり、評価の指標とした勧告基準を満足いたします。

続きまして、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の影響についてです。こちらNo. 1から2については、評価の指標とした環境基準を満足いたします。また、No. 4においても昼間63dBであり、環境基準を満足いたします。

No. 3、鳥居坂通りについては、昼間64dBであり、環境基準60dBを満足しないものの、増加量は1dB未満のため、工事用車両の走行に伴う影響は小さいと考えております。

下段、道路交通振動についてです。No. 1から4において、いずれの断面とも評価の指標とした規制基準を満足いたします。

続きまして、日影についてです。7-121ページを御覧ください。こちらにお示し

ておりますのが時刻別日影線の予測の結果となっております。図面左のほうから8時、右のほうに向かって16時となっております。

続きまして、7-122ページです。こちら冬至日の等時間日影図をお示ししております。

7-130ページを御覧ください。評価の結果といたしましては、計画建築物により生じる日影時間は、日影規制時間の範囲内に収まると予測しております。また、日影の影響を低減するため、高層棟を事業区域中央部に配置することで、周辺への日影の影響を可能な限り小さくするよう計画しています。

以上より、評価の指標とした日影の規制を満足すると考えております。

続きまして、電波障害についてです。評価書案7-152ページを御覧ください。こちら地上デジタル放送の遮蔽障害の範囲をお示ししております。緑のラインが広域局、オレンジのラインがスカイツリー、MXTVの範囲をお示ししております。

評価書案7-153ページの御説明になります。こちら衛星放送の遮蔽障害範囲をお示ししております。評価書案7-154ページになります。先ほど御覧いただきました予測の結果のとおり、一部北側、北東側の地域において、衛星放送等の遮蔽障害が生じると予測いたします。しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合にはケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えております。以上のことから、テレビ電波の受信障害を起こさないことといった評価の指標は満足すると考えております。

続きまして、風環境についてです。7-166ページになります。こちら建設前における風環境の状況をお示した図となっております。計画地及びその周辺の評価指標とした領域に関しましては、領域A、もしくはBとなっております。こちら7-168ページになりますが、建設後、防風植栽等の対策を行った後の風環境の状況になってございます。

7-178にて予測評価の結論を御説明させていただきます。評価の結論といたしましては、防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により、新たに領域Cと変化する地点が生じますが、防風植栽等による防風対策を講じることにより、これらの地点は全て領域Bに改善されました。以上のことから、計画建築物の存在により事業区域周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A及びBに相当する風環境が維持するものと考えております。

続きまして、景観についてです。評価書案7-190ページ、こちらNo. 1、六本木

交差点におけるフォトモンタージュの結果をお示ししております。代表的な地点のみ、幾つかピックアップして御説明をさせていただきます。

こちら7-195ページ、No. 6、青山公園のフォトモンタージュになります。

こちら7-197ページ、No. 8、芝公園におけるフォトモンタージュ予測結果となります。

こちら7-200ページ、No. 11、浜離宮恩賜庭園におけるフォトモンタージュとなっております。

7-207ページになります。今、見ていただきましたフォトモンタージュ予測結果のとおり、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度につきましては、近景域においては計画建築物が周辺の建築物とともに都市景観の新たなシンボルの一つとして認識され、中景域及び遠景域においては、計画建築物は周辺の高層建築物群が構成する都市景観の一部として認識されると考えております。

以上のことから、計画建築物の出現による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は評価の指標とした東京都景観計画、港区景観計画に定める景観の方針等を満足するものと考えております。

最後に、史跡・文化財になります。評価書案7-219ページを御覧ください。今回の事業区域内には、指定登録文化財は存在しませんが、事業区域に隣接して国の登録有形文化財でございます、国際文化会館本館及び港区名勝の旧岩崎邸庭園が存在することから、工事の完了後における日影及び風の影響について予測を実施しました。

こちらの図にお示ししておりますのが、日影による文化財への影響について予測を行ったものになります。

図面中の赤の破線でお示ししておりますのが、既存の建物による等時間日影線になっております。赤の実線でお示ししておりますのが、将来、計画建築物による等時間日影線になっております。こちらを見ていただくと分かるかと思うのですが、破線のラインと比較して実線のラインのほうが建物への影響範囲は小さくなっていることが確認いただけるかと思えます。

7-221ページ、評価の結果についてです。先ほどお伝えしましたとおり、今回、計画地の中には国際文化会館本館、旧岩崎邸庭園等が存在しますが、工事の施行中に関しましては、隣接する建築物等の工事に際して仮囲いを設置するとともに、掘削工事に際しては山留を設置し、地盤の変形及び沈下を抑制いたします。

また、本事業の工事により、これら文化財等に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとするときには、文化財保護法、東京都文化財保護条例、港区文化財保護条例等に基づき、適切に対処いたします。

以上のことから、事業区域に隣接する国の登録有形文化財、国際文化会館本館等の保存及び管理に支障は生じないと考えております。

7-222ページになります。工事の完了後につきましては、先ほど御説明しましたとおり、日影の影響については南側に位置する建築物等の高さを抑えることで、文化財への影響に配慮した計画としているため、現況に比べて工事の完了後における冬至日の日影の及ぶ範囲はおおむね小さくなると予測されます。

風の影響については、先ほど御説明いたしましたとおり、建設前後で領域Aと変化せず、風環境により著しい影響を及ぼすことはないと予測しております。

以上のことから、事業区域に隣接する登録有形文化財等に著しい影響を及ぼすことはなく、本事業の実施により周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと考えております。

御説明は以上になります。ありがとうございました。

○奥部会長 御説明どうもありがとうございました。

では、ただいまの説明について委員の方から御質問や御意見、出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、水本委員どうぞ。

○水本委員 いくつか質問をさせていただきます。まず1点目として、国際文化会館の建物は保存されるというふうには聞いておるのですが、開発の区域との隣接部分について、あまり具体的なイメージが示されていないようなので、その辺りがちょっと気になっておりました、その建物の全体部分と保存される範囲と、その開発部分の非常に隣接した部分について、どのような御計画かを一つ質問させていただきます。

それから、眺望についてなのですが、景観の中で丁寧にいろいろ説明されておりましたけれども、この建物に対して、建物を見るといったような観点、非常に重要な建造物ですのでそういう観点と、建物から見た眺め、その2点の視点が重要なと思うのですが、今のところできたビルに対する眺望みたいところでされているようなので、その辺りが国際文化会館については気になっているところです。

それから岩崎邸庭園のところでは、御案内いただいたときに擁壁の残し方について、

我々委員のほうでは少し御説明を受けたのですけれども、その擁壁部分、あるいはマンションとの関わりですとか、その辺りの少し残すための工事のことも、この場でも御説明いただければと思います。

それから、埋蔵文化財のことなのですけれども、港区とは協議にもう既に入っておられ、そして調査済み地点があるということなのですけれども、調査済み地点に対しては、こちらの資料のほうでも、まだ建物が建っているためにできていない範囲があるというふうに書かれておられますが、それについてしっかり答えをいただけるということを改めて、この場でも確認したいということ。

それから、こちらなのですけれども、江戸時代については大名屋敷であるとか、そういったところと町屋があったりですとかお寺があったりというようなことを把握されて、おそらく協議をして、これからきちんと進められるというふうには、この中にも書かれておるので、その辺りは大丈夫なのかなと思いますけれども、こちら近代についても少し邸宅があったりですとか、その辺りもちょっと気になる部分であります。

さらに、こちらの地下8階というような、非常に深い掘削が行われるということで、江戸時代ですとか、近代、現代というようなところは、絵図上で何があったかというのを確認できる部分があるので、調査の予想はしやすいのですけれども、もっと古い時代で、例えば、旧石器時代があるのかないのかですとか、そういった辺りのことは、この地下8階構造というところを、ぜひ港区と改めて、その視点でも協議していただきたいなと思いますので、その港区との協議のことを少し御説明いただきたい。

それから、視察もさせていただきまして、西側の区域が、特にこの地域、物すごく静かな、閑静な地域というようなふうに捉えられると思いますし、皆さんも捉えていらっしゃると思いますけれども、それに対して北側と東側、非常ににぎやかなゾーン、しかしながら、そのにぎやかな中にもまちといったような住民がいる地域と非常に商業的な地域、三方の顔があって、これはおそらく、今申し上げた埋蔵文化財も関係あるのですけれども、江戸時代以来のまちの構造に非常にバックボーンがあるかと思います。この構造を今回改変されるわけですけれども、この構造があることによって、これを保ってきたことによって保たれていた静かな空間というようなところを、この地域構造を改変することで保つことができるのか、これは以前も聞いたかもしれないのですけれども、この辺りのことお聞かせください。

長い質問になりましたので、まずは国際文化会館のこと、それから岩崎邸庭園のこと、

そして埋蔵文化財の港区との協議の進展。それから、全体的な開発の構造と、今保たれている静けさですとか、現状のいい面をどう生かせるようなコンセプトで開発を進められるのか、4点、お聞かせください。

○奥部会長 それでは、今大きく4点、御質問ございましたが御説明いただけますか。お願いします。

○事業者 まず、国際文化会館のところと再開発側がどういうふうに関わってくるかというか、その辺をまず御説明させていただきます。

5-24ページをお願いいたします。緑化の計画図があるかと思います。こちらD街区、国際文化会館と書いてありますけども、この建物が書いてあるのが、これが本館部分になります。こちら有形文化財に指定されているというところと、あとこの庭園のところ、緑のところ为名勝指定されているというところがございます。

開発に当たりましては、まずこの眺望といいますか、景観を、名勝を残していかなければいけないということで、国際文化会館の本館から、この庭園を眺めたときの景勝を壊さないようにということで、まず国際文化会館といろいろ相談しながら、このE街区と書いてある住宅棟なのですけども、こちらの高さをどういうふうに抑えていくかという協議をさせていただきました。

国際文化会館の中で庭園委員会というものをつくっていただきまして、有識者の先生方に入っていただいた。それから、港区の教育委員会も関わっていらっしゃる委員会なのですけども、ここでいろいろ議論いただきまして、どういった高さにするか、どうすれば影響が小さいか。それから、風ですとか、日影ですとか、その辺の影響も検証して、これであればいいだろうということで今、南側の高さを決めてきたところがございます。

それから、国際文化会館という文字がありますけども、西側にちょっとくねくねとした階段みたいなものが、この絵に載っているかと思うのですけども、ここが南北の貫通通路の南側の出口といいますか、そこになります。環状3号線から階段で上がっていきながら、エレベーターもありますけれども、人工芝の高いところに上がっていくということになっていますが、ここに薄い緑ありますけども、屋上緑化をしていきながら国際文化会館にすりついていくということになります。

もう少し具体的に申し上げますと、この環状3号線の高さがT. P. で約13mぐらいあります。国際文化会館のところも高低差がいろいろ異なるのですけども、27m前後のところ、駐車場とか建物がある辺りはそのぐらいになります。この階段を歩きながら、2

5 mぐらいまで上げていきます。ですから、13 mから25 mぐらいまで上げていくのですけども、そこを緑化しながら国際文化会館のところで壁にならないようにということで、緑化を段々にしながらということで、緑をつないでいくような形にしています。

最終的には、この階段をずっと上がって行って、国際文化会館という、この文字のさらに上の、ちょっと空地があるところがありますけども、こちらが約28 mぐらいまで上がっていくことになりますけども、そうすると大分国際文化会館とすりついてくると。緑もこの辺には配置するというので、国際文化会館が孤立した感じではなくて、緑でつないでいくような形で整備していきたいと。都心の森ということで、国際文化会館の緑と新しく整備する緑がつながっていくような、そんなイメージで整備をしていきたいと考えております。

一つ目の御説明は以上なのですが、いかがでしょうか。

○水本委員 おおむね分かりました。ただ、西側のところの具体性というのが、なかなかちょっと。私のほうで現地に行かせていただいたのでそういう段差ですとか、なるほどなど思うのですけども、これを例えば、今、オンラインで聞いておられる方ですとか、あまりこの辺り、理解していない方にとっては、今の言葉の御説明だけではなかなか厳しいところがありますので、この図面だとやっぱり物すごく、この線が密になっていますので、もうちょっとこれを開いたもので、何かお示しいただけるとすごくいいのかなと思うのですけど、安心感の点でいいのかなと思うのですけども、この辺りもう少し開いた図面を今後、用意いただけるといいかなというふうに、それは思います。御説明については、私は分かりました。

○事業者 そうしましたら、評価書としてまとめるときに、計画の概要の説明とか、その中でどういった入れ方があるか、東京都とも相談しながら、説明を加える形で考えていきたいと思います。

○水本委員 ありがとうございます。

○事業者 2番目の擁壁ですね。

○水本委員 そうですね、住居というかマンションとかとも一緒にかなりいろんなところがコンクリート壁というか、擁壁で、いろんな箇所がありましたので、その辺り。

○事業者 そうしますと、同じ図面で御説明できればと思います。5-24の図面になります。こちら濃い緑のところは庭園部分になるわけですけども、この庭園部分の中に一つ、上段擁壁というのがございます。この緑の下側、E街区という住宅棟が建つところですね。

そこに下段擁壁があるという今、現状になっています。

この上段擁壁と下段擁壁の間に敷地境界を設けまして、建物を建てていくということになります。上段擁壁のほうは、庭園を保存するという意味では、あまり改変できないということで、補強をしながら使っていくということで今、考えていまして、下段擁壁のほうは改修をして、建物で押さえていく形を今、検討しております。

○奥部会長 すみません、その擁壁部分、カーソルか何かで、今画面上で示していただいているのですか。

○事業者 まず上段擁壁が、この濃い緑とE街区の間のところはずっと沿ってあるということなんです。この東側の建物沿いにもずっとあるということになります。下段擁壁というのが、それよりさらに南側にあって、上段擁壁と下段擁壁の間に敷地境界を今回、設定するということになっています。

ですので、下段擁壁まで現在は国際文化会館の敷地になっているのですが、庭園を守るという意味では上段はなるべくいじらずに、木をいじめずにと。下段擁壁のほうは、しっかり補強をして、下に建物が建てられるようにということで、しかも建物で押さえていくということを今考えています。

この擁壁につきましては、この国際文化会館のところだけではなく、芋洗坂に沿ってずっと擁壁がございます。レッドゾーンに今、指定されておりますので、それを解消するというのが再開発の大きな一つの目的にもなっております。再開発でなければ個々に解消していかなければいけないと。解消するためには擁壁の下にある建物を壊したりしていかなければいけないということだと、なかなか一体的に、全部レッドゾーンを解消するような整備というのはなかなか難しいということで、再開発でやはり一体的にレッドゾーンを解消していこうというのが大きな目的になっています。

以上です。

○水本委員 御説明ありがとうございます。了解しました。

○事業者 御質問いただきまして、ありがとうございます。

埋蔵文化財調査についての御質問もいただいております。港区の教育委員会と協議のほう、させていただきまして、現在2019年から2021年にかけて、敷地のうちの約7,000㎡ほどの埋蔵文化財の調査を行っているところでございます。建物利用があって、埋蔵文化財調査がまだすべきところでできていない場所もございます。それが残り約1.3haほど対象地点がございますので、そちらについては建物利用が済んだ

後に埋蔵文化財調査のほうを適切に実施して、港区教育委員会のほうにしっかりと、その結果について御報告をさせていただこうということで考えているところでございます。

○水本委員 できるところは既に着手中で、今、現状建物があってできないところがあって、それは今後というところで、そこについては承知しました。

すみません、この件については、あと2点、このところというのは江戸時代の遺跡はおそらく出てくるであろう場所なのですけれども、もう一つ近代についても、結構邸宅というか、重要な邸宅があったりして、そういったところまで少し査定に置いたような調査をしてほしいというようなところと、もう一つは地下が8階というようなところで、これもちょっと気になっているところなのですけれども、今、おっしゃった、この評価書案でも中心的に出てきているのが近世の遺跡で、これはもう港区で江戸遺跡ということにくっついていますから当然のことで、皆さんも御協力、自覚的に非常に協力いただいているというのは理解しているのですけれども、旧石器時代ですとか、古い時代というのは当然地図がございませんから、この地下8階というのが深い地層ですと、その辺りとの関係というのがどうしても出てきてしまいますので、その辺りも協議の中に少し査定には入れていただきたいというのが、これコメントといたしますか、ございます。

当然、これは周知されていなくても、出てくれば皆さんお書きのように対応する必要があるのですけれども、ただそれをあらかじめ織り込んでおくか、おかないかというのは調査の段取り等にかかなり影響しますから、その辺りについての御意見をお聞かせください。

○事業者 すみません、地下の掘削の話ですね。地下8階ということで現在、計画をしています。

ただ、一方でこの地下の掘削量を今後の実施設計の段階で、どれだけ地下掘削を逆に減らしていくことができるかというような検討も並行して行っているところでございます。なので、地下8階というのが、考え得る最大値ということで御理解をいただければと思います。

その掘削をするに当たって、その掘削量も含めて、港区教育委員会としっかり共有をしながら、どういう調査方法にすべきかというのは今後、相談していくこととさせていただければと思います。

○水本委員 分かりました。状況と方針については非常によく分かりました。

地下についても、まだ検討の余地があるということで理解しましたので、現状で、新規の計画で地下の掘削範囲というのと、新しい計画図面の中で、それが追加で見えるような

図面はあるのですかね。見たところは新しい建物の図があって、横断面はあるのですけれども、それが現状の地表面に対して、どういう関係性にあるのかというのが、ちょっと分からないかなと思ったのですが、その辺りというのは何か図面が既にありますか。

○事業者 すみません、今の御質問というのは、現状の建物の。

○水本委員 建物と地下掘削の範囲の関係性が何か示されているような図はあるのですかね。今は、まだ御計画が固まっていないので、そういうものはまだ示されていない状態でしょうか。

○事業者 そうですね。現状の建物がどれだけ地下を使っているかとかという図面は特に御用意してございません。

○水本委員 ごめんなさい、ちょっと分かりづらい質問をしてしまいました。

結構、ここは起伏がある土地ですので、現状の高さというものと、新規の建物、掘削範囲というのがちょっと見えづらいかなと思いましたので。関連の質問ですけれども、地下掘削範囲はまだ未確定部分があると言いながらも、今の御計画の図面を確認しても、その辺りが見づらいかなと思いますので、その辺りいかがですか。

○事業者 すみません、御質問を取り違えており失礼しました。現状の地盤レベルということですね。

○水本委員 そうです。

○事業者 新しい計画建物の地下の掘削範囲がどういう関係性になっているかという御質問ということで理解しました。現状、御用意はないのですけれども、評価書をまとめる中で、そういったものが御確認いただけるように、資料のほうは検討してまいりたいと思います。

○水本委員 ありがとうございます。すみません、追加で。

○事業者 ちょっと複雑な地形にはなっておりますので、どう表現するかというのも含めて今後、検討させていただきます。

○奥部会長 よろしいですか。それで、一通りお答えいただきました。最後まだありますね。まちの構造の話、お願いします。

○事業者 最後の御質問の中で、周辺への配慮というのですかね、にぎわいのあるエリアと閑静なエリア、どういうふうに計画をしているかというような御質問だったかと思います。水本委員からの御指摘のとおり、北側にある外苑東通り、あるいは西側にある芋洗坂通り、この辺は既存の建物としても商業利用がなされている通りになってございます。

一方で、東側に当たる鳥居坂通り、こちらについては教育施設であったり、あるいは港

区の麻布支所であったり、あるいは保育園であったり、あとマンションということで非常に閑静なエリアになっているというところがございます。

これらの今までの土地の利用状況をしっかり考慮しながら、新しい計画、再開後の計画についても外苑東通りと、あと西側の芋洗坂通り、こちらについては路面に商業施設を整備して、にぎわいのある通りをそのまま継承していこうというような計画にさせていただきます。

また、周辺が非常に静かな環境である東側の鳥居坂通りについては、そういった商業施設は顔を出さずに、教会であったり、あるいは学校であったり、あるいは国際文化会館であったりという比較的静かな環境が好まれる施設を配置していくというようなことで、しっかりゾーニングを考えた上で計画はしているつもりでございます。今後も計画を進めていく中で、その辺はしっかり配慮しながら考えていきたいというふうに思っております。

○水本委員 分かりました、ありがとうございます。

要は私の質問、江戸時代以来のといえますか、まちの構造にある歴史的なニュアンスというのは、ある程度、この計画の中にも織り込まれているというような理解で承知しました。ありがとうございました。

○奥部会長 よろしいでしょうか。では、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

WEBで御参加の委員の方も、もし発言希望されるようでしたら手を挙げておいていただければと思います。

では、玄委員、お願いします。

○玄委員 まず、日影について質問できればと思っています。

今回、これは高層ビルですので、周辺への日影影響は大きいと考えています。まず質問したいのは、今回7-110ページを見ると、日影を調査している地点に関しては、ここに書いてあるNo. 1からNo. 6の点を選んでいただきました。

それで、7-122ページを見ると、もちろん計画地の北側のほうの日影の影響が等時間日影線を見ると、そこに集中しているのですね。その中には、今の話をした中に含まれている調査地点がNo. 3以外はないなということですので、こういうところを避けて評価しているのではないかなというふうにちょっと思うところがあるかなと私は思いました。

もちろん、ここで選んでいったNo. 1からNo. 6は、見ると公園や交差点や、あと保育園前など調査すべき、そして人が集まるような場所なのでいいとは思いますが

も、その後ろの今、話をしていた北側のところでも一つ選んで調査する必要があるのかなというふうに思うのですね。特に7-25を見ると、今計画地の北側にNo. 16となっていて、区立児童遊園があるわけなのです。これがぎりぎり何か日影の影響を大きく受けてしまうような範囲に入っているので、そういったところを評価に含んでいく必要があるのではないかなというふうに思いました。

○奥部会長 では、まずその点ですね。いかがですか。

○事業者 御質問ありがとうございます。パシフィックコンサルタンツのほうから御回答させていただきます。

今いただきました御質問のところなのですが、7-110ページ、こちらの調査地点に関しましては、天空写真というものをを用いた日影の時刻別の結果を、こういった形の太陽軌道を写真に落とし込むような形で予測をさせていただいております。

一方で、7-122、こちらに関しましては今、玄委員おっしゃったとおり、等時間の日影の線を予測したものになっておりまして、こちらの122に関しては、どこかのポイントを絞ってということではなく、この計画地全体を対象として、この平面的な日影のラインを予測したというものになっておるのです。ですので、予測している項目が少し異なっておりまして、先ほどの点でお示ししている部分に関しましては、不特定多数だったり、周辺の住民の方が利用される施設における太陽の、要はどれだけ日影がかかってしまうかという周辺施設における影響の評価で、こちらでお示ししておりますのが、平面的に太陽のこの等時間のラインをお示しして日影の規制の区域にかかるかどうかという評価、二つの予測を行っているというような位置づけになっております。

ですので、決して北側を絞って、どこかの特定の地点に絞って、この等時間日影線を書いているわけではなく、等時間日影線に関しましては計画地周辺全体を対象として予測をしているといったところになっておりまして、その結果が当然ながら、この北側にラインが出てきているということですね。

○玄委員 今の、もちろん日影というのは太陽高度によって変わるものですので、もう天空写真による評価、そして冬至日における水平的な分布の評価、それ両方とも、どちらでも必要になるのですね。

今言いたいのは、こちらの二つの結果がありますので、特にある場所を特定して調査する際には日影影響を大きく受けてしまうような場所、それもピックアップして評価すべきではないかなということです。今、No. 1からNo. 6までのほうが適切ではないと

ということよりは、これももちろん必要なのですね。これに加えて、私が先ほど言った7-25で示している16番は、ちょうどこれが計画地の北側に、位置していて、あとは7-122の図から見ても、この水平の日影分布図から見ても、日影時間がもしかしたら基準を超えてしまうような範囲に入っているのです、これは特別にピックアップして評価をする必要があるのではないかとということです。もちろん今の日影というのは、天空写真及び等時間日影線で評価するというものですので、両方は違うのですけれども、二つが必要になるからやるわけです。なので、7-25の16番については、こちらは児童遊園ですね。なので、子供がメインに使うのではないかなというところもあるし、そして日影の7-122の等時間日影線から見ても、ちょっと見ると時間数が長くなりそうな場所ですね。

なので、特にそこについては評価が必要ではないかなということでもあります。

○事業者 承知しました。御質問、十分に理解しました。

そういったところでは今回、ある程度、先ほどの天空写真の地点に関しましては東西南北バランスを見ながら配置をさせていただいたというのはございまして、特別北側を重点的にという置き方はさせていただいてはおりませんでしたので、今言っていた16番の児童遊園というところも、そういった日影に配慮すべき施設としては考えられると思います。

基本的に似たような、先ほどお伝えした北側のNo. 3の地点と近い結果にはなると思うのですが、こちらに関してもちょっとどういった評価の仕方があるかというのは検討させていただければと思います。16番のところです。

○玄委員 あとは今、特に気になっているところが16番ですね。児童遊園というところは、もしかしたらここに書いてある7-122で、緑色で塗ってあるその中に入っていくと、規制がもっと厳しくなるのですね。

なので、今の地図から見ると、その中に入るか入らないか、ちょっと私のほうでは判断できないので、この現地調査を行って、これがもし、ここに書いてある緑の色の範囲に含まれるようであれば、日影に関する規制が厳しくなるので、それはしっかりと確かめる必要があると思っているのですね。なので、これは非常に大事な場所だというふうに思っています。

○事業者 承知しました。今の規制地域のお話に関しましては、今スライド7-122、こちらに関しては……。

○玄委員 そうです。色を塗っていないところは商業地域なので規制に関してはちょっと緩

いところがあるのですね。ただ、色を塗ってある緑の色だったら規制が厳しくなっているので、今、ここに示している児童遊園がちょっと近くなっているようですけれども、もちろん地図上の情報なので、私のはっきりと言えないところがありますね。なので、確認が必要だと思っています。

○奥部会長 今、ここですというふうにお示しいただける状況ですか。

○事業者 児童遊園の多分、平面的な配置というか、16番というのがあくまでも代表点を点で落としているだけですので、児童遊園というと多分、点ではなく、エリアで示される可能性があるのですが、正確な位置に関しましては確認をさせていただいて、いずれにせよとか、このグリーンエリアには今回、2点この水色のラインがかからないというところがあくまでも規制の評価の指標になってございますので、そちらは確認をしておるのですが、一方でというところで、この児童遊園への影響というところは重点的に確認を。

○玄委員 そうですね。これは今の資料上には、はっきりと言えないところがありますので、調査を行った上で日影時間についても、もう一度確認していただきたいというふうに思っています。

○事業者 承知しました。御提示の仕方を含めて検討を。

評価書7-114に先ほどお伝えしたような平面的な位置をお示ししております……。

○玄委員 7-114の34番ですか。

○事業者 そうですね。こちらでお示ししております、今比較したところ、先ほどのグリーンエリアにはかかっていないかなとは思われます。ぎりぎりのところではあると思うのですが。

○玄委員 分かりました。その中に入るとさらに厳しくなるということですね。

あと、これは児童施設なので、子供への配慮ですので、それは考えていただきたいと思っているのですね。

そうすると例えば今、規制がない地域だといっても、それが児童施設ですので、実質、子供が外で遊べるそういう場所がなくなっていることになってしまうのですね。なので、そういったところの配慮をしっかりとさせていただきたいと思っています。

もう一つの点は、今回の評価とはちょっと違うところがあるのですけれども、今この六本木ですので、周辺には既にもう高層ビルがたくさん建てられていますね。

今回の評価は、今の現在のこの敷地に高層建物が建てたときにその建物による影響を評価しているのですね。なので、この結果から見ると、一応この結果としては周辺には著し

い影響は及ぼさないという結果になったとしても、周辺の住民たちには様々な建物が建っていることによって、ある時間はこの建物、ある時間は別の建物って、それを重ねて影響を受けているところなのですね。

なので、住民への説明会に行くときには、高層の建物が建っても、日影などについては影響を及ぼさないという話をするのは非常に失礼なことだと思うのですね。そこに住んでいる住民たちは、違う時刻ごとで別の建物影響を受けるからです。なので、今回の建物を建てることによって、どれぐらいの日影時間が長くなるよというのをもっとそのデータをベースに、しっかりとその住民の方へ説明していただきたいと思っています。

今回の建物から見るともしかしたら影響がないかもしれませんが、その場所に住んでいる住民たちとかは全く違う状況だと思っているのですね。

なので、見解書から見ても、結構そういった自分の家に影がかかってしまって、日照時間が足りないからという、結構そういった意見もあるわけなのですね。なので、説明するときにはより丁寧に対応していただきたいというふうに思っています。

○事業者 御意見ありがとうございます。

今おっしゃるとおり今回、日影の規制の区域との比較をする上では、今回の事業独自の単独の影響というところを見て、先ほどの規制の地域との評価を行っておるのですが、今言われるとおり、複合影響という周辺の建物との影響は当然、生じる部分あると思います。

先ほど言っていたいただいたのは、今お示している34番の児童遊園等に関して、そもそも現況として、どの程度、日影が発生しているのかとか、その現況の言われるとおり既に日影にかかっている、しまっている可能性も、またあるかもしれないので、その辺りは現況も含めて確認をさせていただければなと思います。ありがとうございます。

○玄委員 多分、住民たちは、現況とそれが完成した後の比較で、どれぐらい増えるか減るか、今を維持しているか、それが非常に参考になるところだと思っているのです。日影に関して、影響が及ぼさないといっても本当かと。実際、生活している方としては、それが違う状況だと思imasるので、そういうところまで配慮していただけるとありがたいなというふうに思っています。お願いします。

○事業者 承知しました。

○玄委員 あと、風環境についてなのですけども、今回、話を聞いた中では計画の後、建設後、対策した後は一応領域AとBの基準を満たしている範囲内に抑えているというふうなことだったのでですけども、実はそれは確率的な評価で、ある数値を基準にして評価す

るものなのですね。

今回、そうですので、例えば基準が4.5 m以下ということと4.5 m超えると、それが変わるところがあるのですね。

なので、ぎりぎりまでに抑えて、それでBになっている評価地点もあるわけなのですね。なので、実質、そこで風が吹いた場合だったら、もしかしたらそれはBからCに変わっている可能性もあるわけなのですね。

なので、こちらの点も住民に説明するときには、風というのは確率的な方法で評価するので、100%ある地域において何m以上の風は吹かないということではないというのをしっかりと伝えていただきたいなというふうに思っているところです。これが1点目です。

2点目は、今、ちょっと私が見てよく分からないところがあったのですけれども、7-163ですね。私が聞き逃しているところがあるかもしれませんが、これが地面とあとは実質、丘というのですか、段差があるのですね。なので、例えばこの7-163、(2)のところを見ると地面の道路があって、上に防風壁があるのですね。その段差がありますので、こちらの図で表示するときには地表レベルと、それと高いところを分かるようにして表示していただけると見やすいかなというふうに思っています。これ、全部地上レベルだなというふうに思ってしまうところがあるのですね。ここが分かるように表記していただきたいということです。

もう一つは、今、建物の北側にも植栽があるように見えるのですね。植栽の場合は、ここで書いてあるように常緑樹というふうなもの、木を使うというような話があるのですけれど、やっぱり建物の北側のほうだと今回、特に高い建物ですので、日射とかが当たらなかつたら、木がうまく成長できないのではないかなというふうに思っているのですね。

そうすると防風の効果が本当に実質、出るかどうかもちょうと今、少し疑問があるところであります。なので、今回はもちろんこれ、防風植栽を設ける際には、ちゃんとそれが防風の効果が働くことができるかどうか確認した上で対策をしていただきたいというふうに思っています。

○奥部会長 お答えをお願いします。

○事業者 御質問いただきありがとうございます。

まず1点目の評価の指標というか、ランク付けの方法ですね。こちらに関しては、あくまでも今回、風工学研究所が御提案されているこの領域を四つに分けるランク付けを行っているところです。おっしゃるとおり、どうしてもランクの境界の風速が出てくるという

か、ぎりぎりAなのか、ぎりぎりBなのかというところは必ず存在してきてしまいますので、その辺りに関しては、後ほどの防風の効果の確認のところにも関連するのですが、東京都のアセスメントの手続の中の事後調査に加えて、港区のほうに関しましては、ビル風対策要綱というもので生育状況も含めて、こちら確認をしていくことになってございますので、そういった東京都及び港区との手続を踏まえながら、しっかりと今、ここでお示しているようなランク及び防風の高さが確保できるような、確認等、あとはそれを実施していくというところを考えてございます。

○玄委員 ちょっとそこに一つ加えますと、完成した後は1年程度の事後評価があると思うのですね。そうすると1年間にわたって風環境調査を行うと思います。そのときに例えば、当時の今の評価と違って、もし風環境が悪化している場所があるようであれば、そのときでもしっかりと対応していただきたいなというふうに思っています。対策していただきたいと思います。

風環境というのは、実質吹いた風に対してということになりますので、事後調査を行っている場合でも、例えば基準を満たしていない場所が出てしまったら、そのときでも、しっかりと措置をしていただきたいということです。

○事業者 御意見、ありがとうございます。

今の事後の部分に関しましては、港区のほうから今回、見解書の中でも御意見、しっかり追加対策を必要に応じて行うようにというふうな御意見をいただいておりますので、そちらに関しては必要に応じて追加対策を検討してまいります。

○玄委員 2番目の段差のところですね。私が見ているところで少し見づらかったですね。

○事業者 段差の件ですね。こちらは言われるとおり地上レベルから1.5mで今、評価を一律していますというような書き方をしておるのですが、言われるとおり人工地盤上の部分なのか、道路上なのかで1.5mの場所が変わってくるというお話だと思いますので、表現をここは計画地内の地盤上でプラスそこから1.5mで評価していますといったような表現、今ぱっとは回答できないですが、こういった形で、区別がしっかりできるように表現を改めたいとは思っています。

○玄委員 お願いします。

○事業者 ありがとうございます。一律1.5mではないですよというところで。

○奥部会長 よろしいですか、玄委員。

○玄委員 はい。多分、3番は先ほど植栽に関することだったので、話を既に回答できたか

なというふうに思っています。

あとは、もう一つの件は、私と関連しているところではないのですが、ちょっと気になっていたところで、緑被率に関するものです。それに関して考えてみると今、屋上緑化とかもやっているんですね。ここの屋上緑化というのは本当に建物の屋上、もしくは先ほど言った、ちょっと地面に比べて高いから、それが屋上緑化になっている。

なので、それで都市計画としては緑被率何%というような基準があると思います。それを今、基準のとおりにしっかりクリアしているところがちょっと気になったところであります。

○奥部会長 緑被率を示した部分というのはありますか。

○玄委員 5-24ですね。ここで見ると今、地上部の屋上緑化がありまして、屋上緑化の割合が、ちょっと値がというふうな印象を受けているんですね。

○事業者 5-22ページなどには基準緑化面積などを書かせています。

御質問の趣旨としては、屋上緑化というとおっしゃるとおり、下が建物の場合は高さに関わらず人工地盤の上なので、要は地上ではないところの上の緑を含めて入れさせていただいています。

5-15ページがイメージが湧きやすいですかね。こんな形で建物の上が、高層タワーがでかいので屋上とは言えませんが、先ほど風環境でも御指摘があった、ちょっと高いよって言われるところは、実は丘というか、建物の上の部分なわけです。これも当然、基準という意味でいけば、屋上緑化に対する基準の計算値がありますので、それを確保した上で当然、面積という意味では守っているというところなんです。

一方、都心の森というところでは、守っているだけではいかんだろうというところもあるので、先ほど生育の話、生き物を扱うと私も心配で、ちゃんとした土の厚さが取れているか、そういったところも含めて森を再現していきたいというふうには思っています。それは今後の課題かというふうには思っていますが、まず基準という意味では、今の段階では、全て守っているという認識です。

○奥部会長 よろしいですか、玄委員。

では、ほかの委員、いかがでしょうか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 風関連と景観と、あと水に関してもちょっとお伺いしたいのですが、一つは風と緑の関係で、防風対策として7-163ページに防風壁と緑化の模型が掲載されてい

て、これで開発地の人工地盤の形状を少し見て取れるのですけれども、（3）の鳥居坂と外苑東通りの角の立ち上がっている壁ですね。これ、地形的には、ここ特段、この立ち上がらせるような、なすりつけるような環境ではないと思うのですけれども、この壁は何なのか。それから、どういう使われ方をするような施設になるのかというところをお伺いしたいなというふうに思います。

それから、先ほど玄委員がおっしゃったとおり、この緑がきちんと防風機能を果たすのかというのが、おそらく防風壁を取って、シミュレーションすればある程度見たりできると思うのですけれども、そういうようなことをやられているのかということをお伺いしたいと思います。植栽基盤の厚さがどうなっているのかとか。あとBとAの境目を見ますと、かなり段といますか、壁ができるわけですね。

5-19ページなんか見ますと、B街区側にも何かせり建った屋上緑化の地盤が見えているのですけれども、こういったものは地下に全部商業施設が入って、地盤がどの程度この上に確保されるような環境を検討されているのか。

まとまったところだと70本ぐらいなるのかな、常緑樹が防風植栽として植えられるのですけれども、こういったところの緑地の使われ方というのがどのようなイメージなのかというのを少し教えてほしいというのが1点目です。

ちょっとまとめて申し訳ないのですけれども、2点目ですけれども、緑化率に関しては基準が満たされているということですが、この丘を人工的につくるにあたって既存の崖線の緑をおそらく全部崩されると思うのですよね。そういったときの既存の緑の減少の平方メートルが把握できないというところが、ちょっと環境影響としてどうなのかなと思います。その既存の緑の減少の量なり、その立地が分かるような情報が掲載される必要があるのかと思っています。この点についてお伺いさせていただきます。

3点目に、この崖線を巻き込んで人工地盤をつくって、かなりの高さになるということで、崖線自体にもかなり構造物が入って、おそらくA、Bの地下の空間なんかも考えるとほぼほぼ現地形としての崖線が改変されると思うのですけれども、そういったときに、こういう港区の崖線は湧き水が出てくると思うのですけど、そういう湧水に対して、どのような検討をされているのか。これは環境影響の評価項目ではありませんけれども、おそらくエネルギー関連であるとか、あるいは防災関連においても重要な視点かなと思いますので、ちょっとお伺いできればなというふうに思いました。

以上3点お願いいたします。

○奥部会長 では、お答えいただければと思います。

○事業者 御質問ありがとうございます。一つ目の質問なのですけれども、幾つか項目ありましたので、まず一番初めの7-163ページの左下の3番の写真ですね。防風壁及び防風植栽と書いていますけれども、この壁の中、大きな屏風状に立っている壁のことをおっしゃっているという御認識でよろしいですか。

○横田委員 はい、そうです。

○事業者 分かりました。

この屏風状に立っている壁の目的は、中にこのビルを空調する空調機械が入っておりまして、専門用語でクーリングタワーと言うのですけれども、そういったかなり大型な機械が入っておりまして、そちらがやはりフル回転で回ったときに音を発音するというのがございますので、防音壁としての役割も含めて、このような壁が立っているということで、防風と防音ということで、こういった計画をしております。

ただ、今後、実施設計を進めていく中で、景観に適したデザインをもちろん検討してまいりますので、引き続き、こちらの壁については、実施設計中で検討を進めていくという状況になります。

○横田委員 これ、壁なのですか。

○事業者 ルーバー状の壁だというふうに思ってもらったらいと思うのですけれども、通気性のあるような、そういった壁になってくると思います。

○横田委員 高さどれぐらいになるかというのは。

○事業者 高さは今のところ、この屋上から高さ15mから20mぐらいの高さに。

○横田委員 屋上から15mから20mですね。

○事業者 はい、そうですね。

○横田委員 そうするとトータルで30mぐらいですか。

○事業者 そうですね。12、3mプラス15m、20m、そのような高さになってまいります。

1番目の質問以上です。

○事業者 それでは、緑関係をお答えさせていただきます。

まず土厚の考え方なのですけれども、当然御存じのとおり、屋上緑化なので構造とリンクはしますが、まず防風林があるところに関しては、先ほど委員の御指摘がありました生育が重要になりますので、1m程度までは確保していきたいと思っています。場合によっ

ては、築山のような形で、少し周りの土を増やす形で生育に配慮していきたいというふうには思っています。また、土は今からの検討です。構造とのバランスになりますが、なるべく普通土も使えるような状況をつくりたいというふうに思っておりますが、これについては検討になります。さらに高木の8 mクラスになると、1.5 mぐらいの土厚が用意できるように今、実施設計を開始しているという状況になります。

左上側のほうが先ほどの地図で、5-24ページで説明させていただくとA-1街区の下側の当たりで防風林が多かったと思いますが、この辺りのところは逆に森をイメージしたいというふうに我々も思っておりまして、適切な位置から1.5 mの土厚などをやっていきたいと。使い方に関しても、イベントをやるというよりは高木、森の中で五感を刺激するような、そういった空間をつくっていききたいというふうに思っているところではあります。

もう一つが既存の緑の平米ということでいきますと、既存の緑自体は2 m以上のもので、目通り10 cm以上の樹幹冠で計算をしておりますと、約17,000 m²、計画案としては24,000 m²なので、現況に比べて面積が増えるという状態にはなるかというふうには思っております。

続いて、絵があるかというところで行くと、絵がちょっとこちらの評価書ではありませんので、こちらについてはまた東京都と調整させていただければというふうに思っております。

最後、湧水関連に関してですが、水、ランドスケープだけで見ると当然、湧水ってあるのだらうなど、地形的にも出るのだらうなど。どういうふうな水系、設備に行くのかというのは今後の議論になってくると思っております。

設備側の前に1回、少し建築側をお願いいたします。

○事業者 湧水の関係で地下の水脈の話がされているということによろしいでしょうかね。

○横田委員 はい。

○事業者 確かに地下を深く掘る場合、地下の水脈に建築物が当たる、あるいは工事中の仮設の山留材が当たって、湧水の水脈のルートが変わるという現象は実際ございます。

ただし、今現在、それを調査するのはなかなか非常に難しい話でして、実際は工事をやる段階になりまして、施工者と協議、相談しまして、そういった調査を事前に行う、あるいは工事中に地下の工事に入りますので、そのときに地下の水脈、地下の水の流れを確認しまして、建築計画に与える水脈のルートがどうなるかということ調査、検討しながら

工事のほうを進めていくということで、周辺、近隣の皆様に対して地下水脈の影響で、例えば地盤沈下等が予想されるのですけれども、そんなことがないように施工者と協議をしながら進めていくというのが、こういった大規模再開発の進め方になってくるのかなというふうに思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○横田委員 ありがとうございます。1点目のことからなのですけれども、北東角の外壁、ファサード30m程度のファサードというのが多分、麻布保育園とか、その辺りの形態率において貢献してしまうというか、麻布保育園の圧迫感の低減の環境保全措置に書かれているようなセットバックなり、空地の確保という考え方と競合しちゃっているのではないかというのが少し危惧していることです。かなりこの壁と高層建築物がせり建ってくるような稼働環境になってきてしまうのではないかと。

一方で、それは先ほどおっしゃったようにクーリングタワーのカバーだということもあると思うのですけれども、それでは、なぜ南西側は樹木なのかというところもちょっと疑問が残るところで、この南側の樹木に対してかなり風の圧力がかかると思うのですけれども、これを風としてきちんと受け止めきれぬのか、これはやっぱりきちんと検証したほうがいいのではないかと思うのですよね。

先ほどちょっと質問でお答えいただけなかった防風壁を取っていかがかというのは、やらなかったということですか。防風対策の(2)、Aの南西角のところの70本か60本ぐらいの樹木の防風効果に関して、防風壁があるから低減されているのか。

○事業者 今の御質問、すみません。先ほどの回答が抜けておりました。

今おっしゃっていただきましたように、防風壁と防風植栽を合わせて、風の環境評価をクリアしているという状況でして、今現在、防風壁が必要というふうに理解をいただければよろしいかと思えます。

○横田委員 その割合に関して機能性といいますか、防風壁がない状態での緑化の機能性というのは見られてないということですね。

○事業者 そうですね。先ほどの質問同様に、検証したのですけれども樹木だけではカバーしきれず、防護壁がやはり必要でしたということなんです。

○横田委員 分かりました。屋上がかなり樹林的な環境になるのだらうなというふうに思いますし、そうすると風環境の緩和を継続するための緑地管理というのは、かなり厳しい管理になってくるのかなと。冬場も常緑を維持するというのも大事になるでしょうし、そ

の中で様々なリターンが出てきて、そういった植栽の落ち葉など、落葉落枝などの管理なんかも出てくるのかなと。そういうようなところは多分、これから協議されると思うのですけれども、しっかりと取り組まれることをお願いしたいというふうに思います。

景観、緑地の構成の変化ですよね。これはやっぱり少なくとも開発計画の影響として残しておくべきじゃないのかなと私は思います。17,000㎡ですか。そういった部分がどういった部分がなくなるのか、それから面積は増えるということですが、緑地の立地として、どのような環境がどのような環境に置き換わるのか。それはやっぱりアセスとしては残しておくべき情報ではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討してください。

それから3点目の湧水に関しては、もちろん開発計画の中で環境配慮としてやれることはやられると思うのですが、やはり崖線の突端というのを人工地盤に置き換えるという以上は、やはり環境のシステムをきちんと残すということには最大限考慮していただきたいなというふうに思います。湧水が出てくるような場所であるということは、その涵養域が上にあって、その突端ですので、やはり水がある程度掘れば出てくるような環境なので、そういった環境に人工地盤を乗せるにしても、やはりランドスケープの中にちゃんと取り入れていくような努力をしていただいて、一番下流側でもいいと思いますので、例えば環境の用水として活用するとか、循環させるであるとか、そういうようなことも含めて、景観の創出に活用したり、ヒートアイランドに活用したいというようなことを検討したらよろしいかと思っておりますので、その辺りも、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

もし、湧水の地点が分かっているようでしたら、やはりそういうような情報もきちんと残しておいていただきたいと思っておりますし、どのような湧水、地下水だったのかというのは、多分すぐに分かると思っておりますし、ボーリングの調査もあると思っておりますので、そういったようなものも、やはりたどれるようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○奥部会長 はい、ありがとうございます。

今の横田委員の御指摘の中で、既存の緑地緑化の面積、それから状況と、それがどのように変化していくのかということについては、これは評価書の中にしっかり書いていただきたいということだと思いますが、そういう理解でよろしいですか、横田委員。

○横田委員 そうですね。あとボーリングに関しても評価書のほうに記載していただきたい

です。

○奥部会長 ボーリングは評価書なのか、もしくは事後調査報告書のほうになってしまうか
もしれませんね。

○横田委員 もちろん、調査の段階でも結構かなと思います。

○奥部会長 いずれにしても、今後の図書の中にしっかりと落とし込んでいただきたいとい
うことですので、よろしいでしょうか、そこは。

○事業者 はい、検討してまいります。大丈夫です。

○奥部会長 お願いいたします。

では、ほかの委員の方いかがですか。

堤委員、お願いいたします。

○堤委員 ありがとうございます。

温室効果ガスについては、今回は評価項目にも入っていないのですが、関係区長
からの御意見にもありました。それに対しての見解書や評価書案の中でもZEBや太陽光
の利用とか、あとは建築物環境計画書についての記載もあるので、御検討いただいでいる
かと思うのですが、私のほうからもこれだけ大きな開発になりますので、温室効果
ガスの削減とか、あとはヒートアイランド対策に対する取組を積極的に取り入れた事業と
していただけるように重ねて要望としてお伝えできればと思っています。

意見というか要望だけになるのですが、事業者さんには御検討いただけますよう
によりしくお願いいたします。

以上です。

○奥部会長 ありがとうございます。

今の御指摘についてはいかがでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。

評価書案の5-25に記載させていただいておりますが、ヒートアイランド対策、それ
から省エネ、こちらにまず大規模緑化、それから省エネにつきましても、外皮のLow-
Eガラスですとか、エネルギーの面的利用、地域冷暖房の導入による高効率化と、その他
様々な省エネ対策を講じてまいる予定になっております。

今は計画段階ですので、これら実設計段階でさらに深掘りをして、更なる省エネに努め
てまいりたいと考えております。御意見ありがとうございました。

○堤委員 ありがとうございます。

ぜひ、検証した結果はどこかで公表いただければ都民の方々とか、今後の設計についても役に立つ情報になるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○事業者 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○奥部会長 ありがとうございます。

現段階では結局、全く定量的な情報がないので、定性的にこういうことをやっていきま
すしか書いてありませんので、実際にどの程度再エネ導入が図られたのか温室効果ガス削
減に資するような結果になったのか、ぜひ定量的な情報を今後、出していただくようお
願いいたします。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 よろしく願いいたします。

横田委員との議論に追加でお願いになるのですが、樹冠の面積が現在17,000
0㎡ということだったので、樹冠の面積だけではなくて、土地利用として土壌、
自然地盤が出ている面積がどのくらいあるかというのも結構重要だと思います。その辺り
のデータも出していただけるといいかなと思います。

自然の地盤がなくなって、人工地盤になって、人工の森になるということで、ヒートア
일랜드の問題なんかもかなり出てくると思いますので、今、議論にありましたヒートア
일랜드対策のほうなんかもしっかりやっていただけたらと思います。

あと湧水の点でいうと、現地に視察行ったときはかなり崖、崖線で湧水があってもおか
しくない地形なのですが、直接湧水を確認することはなかったのですが、多分
その斜面防災、レッドゾーンということでしたので、その斜面の防災との観点でも地下水
面とか、湧水というのも非常に重要だと思いますので、計画を進める段階でその辺りもき
ちんと確認していただけたらと思います。

以上です。

○奥部会長 今の2点についていかがでしょうか、御回答お願いします。

○事業者 土地利用に関しては、おっしゃるとおり蒸発散に影響するとは思っています。今、
具体的に面積とかはデータとしてないので、どうやるか少し相談をさせていただきながら。

ただ、趣旨としては当然、建物があるところは浸透しない、自然の地盤とかは浸透する、
当然落葉樹、常緑樹で蒸発散が変わるということは認識しております。それが事後の計画
において、必ず緑化計画含めて循環に配慮にしたいということは、この場、議事録に残さ

せていただこうと思います。ちょっと絵としてどうするかは、事前のものは写真しかないものなのですね。面積で拾うのがちょっと厳しいのかなと思いますが当然、理解をした上でと思っております。

○事業者 2点目は湧水、地下水脈の件ですけれども、先ほど横田委員からもボーリングデータ等で事前にできるだけ調査するよというお話をいただきましたので、ボーリングデータ、一部実施をしております、今後もボーリングを実施する予定ですので、その地盤調査の中で水位の位置も確認をしながら今回の計画に生かせるかどうか。あるいは工事中に御迷惑がかからないように処理ができるかどうかということを含めて検討のほうを進めてまいりたいと思います。

○奥部会長 飯泉委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員の方はいかがですか。

速水委員、お願いいたします。

○速水委員 2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、都民から意見が出されて、事業者の見解というのがあるのですけれども、例えば大気汚染のところでは都民の方は保育園ですとか、道路を通行する人への影響を懸念されているわけなのですけれども、見解としてはこう言うては悪いですけれども通り一遍、はねつけるような印象を受けます。これで、コミュニケーションの手段ではないのかもしれないですけれども、この事業に対して納得、理解、少なくとも受け入れるというふうなことがこれでできるのかどうか少し疑問に思います。

例えば、はっきり保育園のことを懸念されているのであれば、保育園の濃度はこれぐらい上がりましたというふうなところまで踏み込んでいいのではないかと私は思います。

以上です。まずそれが1点です。一旦切ります。

○奥部会長 では、今の御指摘に対して、事業者のほうから御回答いただけますか。御回答というか、スタンスを御説明ください。

○事業者 御意見いただきありがとうございます。

見解書の33ページになるかと思うのですが、こちらの一つ目、都民からの意見及び事業者の見解というところの1点目のお話になるかなと思っております。

今回の予測評価の中では、地下駐車場及び熱源施設の供用に関する予測というところは、最大値プラス計画地周辺で評価をする中で、環境基準という一つの基準を下回っているところで評価をさせていただいております。

一方で、保全措置といたしましても、駐車場及び熱源施設の排気口や関連機械設備が設置される下層階には商業店舗等を計画しといったような、にぎわいの創出に寄与するといったような配慮を今、見解書の方で書かせてはいただいております、今言われたこの意見の中の具体的にある麻布保育園でのポイントの数値、そちらの数値に関してももちろん計算上、平面的に一体で計算を行っておりますので、提示することが可能なのですが、ちょっとどういった形でお示しするかは今後、また御検討させていただければと思います。

○速水委員 数値を出せということを行っているのではなくて、これでコミュニケーションになっているのかなという強い懸念を感じた次第です。それが1点です。

○事業者 そういう意味では、この御意見に対して直接お会いしてやり取りとかしていませんので、この表現だけがちょっと固くなっているというところがありますので、我々、そういった御意見あったときには、お話し合いできるときにはしっかり対応させていただきたいと思っております。

○奥部会長 区長意見にもありましたね。しっかりと理解しやすいように、丁寧に御説明いただきたいということかと思っておりますので、そこはぜひ、今後も気をつけてやっていただければと思います。

では、速水委員、2点目、お願いします。

○速水委員 二つ目は確認なのですが、例えば供用後、または工事中において複合的な影響は考慮されているのでしょうか。

例えば供用後ですと駐車場の排気、関係車両の走行、あとは排気塔の影響があって、それぞれ評価はされているようなのですが、そういうのは同時に起こる事象ですよ。それについての評価は行っているのでしょうか。

以上です。

○奥部会長 では、今の点についてお答えをお願いいたします。

○事業者 御意見ありがとうございます。

結論から申し上げますと複合的な影響というところは見ておりません。あくまでも単独、熱源施設であれば熱源施設、駐車場の供用であれば駐車場の供用、あとは関連車両それぞれの個別の数値をそれぞれ予測して、環境基準との比較を行っているというところになります。

今の複合的影響、言われるとおり実現象としては、起こり得る可能性はあるとは思いますが、現状、今予測している各お伝えした項目の予測の数値、寄与率を含め十分小さい

値となっておりますので、仮に同時に影響が発生したとしても、複合することに大きな影響が出るというところはないのではないかなどは想定をしているところです。

○速水委員 分かりました。では、その旨を記載すべきではないでしょうか。

○事業者 記載の方法に関しましては、少し御検討をさせていただければと思います。

○奥部会長 お願いいたします。これは評価書にそのように記載をしていただきたいということです。複合的な影響を勘案しても、こうこうこういう結論だということですね。

速水委員、どうぞ

○速水委員 例えば評価書の7-51ページですね。そこに表があって、表の下に注1)として、工事の施行中の将来濃度＝バックグラウンド濃度＋建設機械の稼働に伴う寄与濃度となっていますね。このバックグラウンド濃度というのは、拝見すると麻布局、一般局になっているわけです。それで、走行車両の評価をするときは、そのバックグラウンド濃度＋将来の交通量＋関係車両の排ガス、この三つを考慮して評価しているのですけれども、今ここに出ている建設機械ですとか、あとは排気塔に関しては、一般局であるバックグラウンド濃度＋そのものからの寄与しか考慮していない。すなわち、こういう評価地点、事業区域、東側敷地境界と書いてあります。これは要するに沿道なのですけれども、沿道にもかかわらず将来の交通量の寄与分を足していない。要するに先ほどちょっとこの意見を言う前に申し上げたとおり、複合影響を考慮しないと、見落としがあるのではないかと。もし、ここでバックグラウンドを使うとすれば、沿道局のバックグラウンド濃度を使うほうがまだふさわしい、そういった齟齬があると思うので、統一的に評価書を書くのであれば複合影響について評価すべきだと私は思います。

以上です。

○奥部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか、今の御指摘。

○事業者 御意見ありがとうございます。

今、言われている複合影響に関しましては、言われるとおりにあくまでも今回に関しましては計画地を一般的な環境と捉えて車の影響については、一般的な環境に将来の交通量と、あと事業に伴い発生する交通量というのをオンしていくというようなやり方をとっております。

一方、熱源施設だったりとか、駐車場の部分に関しましては計画地を一般的な地域と捉えてその一般的な地域にさらに熱源だったり、地下駐車場が供用することによる影響というのをオン、付加しているというような予測をとらせていただいております。

ですので、その熱源施設でしたり、地下駐車場のところに関連車両による影響というのは加えてはおりませんので、速水委員の指摘のとおりですね……。

○速水委員 言葉を切ってすみません。

関連車両ではなくて、将来の交通量です。非関係車両です。

○事業者 失礼しました。

熱源施設が稼働している最中に脇を走っているというか、一般車の将来的な基礎交通量の影響は勘案しておりませんので、熱源施設というものを評価するに当たって、こういったところの影響を複合的に見ていく必要があるのかというところに関しましては、今後の評価書の協議を含めて、また検討をさせていただければなと思います。

○奥部会長 速水委員、いかがでしょうか。

○速水委員 了解しました。承知しました。

以上です。ありがとうございました。

○奥部会長 ありがとうございます。

それでは、今御指摘の点はどういうふうに今後、表現していくか、記述していくか御検討ください。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○事業者 すみません、私のほうから。

先ほど玄委員の風の測定点の高さは私、1.5 mとお伝えしたのですが、正確にはすみません。風洞実験場の4 m mの2 mで、測定点の高さになってございますので、すみません。1.5 mは誤りでした。失礼しました。

○奥部会長 はい。

○事業者 すみません、同じく訂正がございます。

○奥部会長 どうぞ。

○事業者 先ほど、横田委員のほうから屏風状の壁の高さの御質問がありましたけども、先ほど、1.5 mから2.0 mで検討中と回答しましたけども、詳細を確認しましたら2.0 mから2.5 mで検討中ということで訂正をさせていただきます。

以上です。

○奥部会長 今、2点訂正をいただきました。

それでは、本日御出席の方からの御意見は以上で大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

本日、高橋委員とそれから小林委員も御欠席ですね。

御欠席の方から何か事務局は、コメントをなど預かってらっしゃいますか。

○椿野アセスメント担当課長 事務局のほうで、高橋委員のほうからコメントを預かっておりますので紹介させていただきます。

○奥部会長 お願いします。

○椿野アセスメント担当課長 3点あります。まず1点目です。資料の7-106ページ。表7. 2-23を御覧ください。

それでは、1点目です。建設機械の稼働による騒音が勧告基準ぎりぎりか、またはかなり近い値になると想定されており、適切な対応措置が必要と思われます。表7. 2-3にあります環境保全のための措置に記載されている措置を徹底するとともに、必要に応じてその他の措置も検討するようにしてください。こちらが一つ目です。

続きまして、二つ目、資料の7-107ページを御覧ください。表の7. 2-25になります。

工事用車両による騒音の予測値が地点No. 3、鳥居坂通りで環境基準値を超えています。現況値でも基準値を超えており、かつ工事用車両による増加分は僅かなもので、事業者の責任に帰すものではありませんが、周辺には教育福祉施設もあるため、対応が必要です。鳥居坂通りの走行量をできるだけ増やさない計画を検討するとともに、適切な騒音対策措置を実施してください。

続きまして3番目です。資料だと7-31ページを開いてください。図7. 1-13(2)です。

3点目を紹介いたします。工事完了後の関係車両による騒音については、条例に基づき予測評価は不要とされています。しかし、平日の発生集中交通量が1日当たり21,400台とかなりの交通量増加が見込まれております。事業区域を取り囲む鳥居坂通り、芋洗坂通りが、それほど広くないことも考え合わせ、自主的に説明するべきではないでしょうか。図7. 1-13(2)によれば、鳥居坂通りは関係車両の主な走行ルートとしては想定されておりませんが、ある程度の交通量増加は見込まれると思います。

以上3点、紹介させていただきます。

○奥部会長 では、高橋委員からの今3点、御指摘ございましたけれどもそれに対しての事業者の見解をお答えいただければと思います。

○事業者 1点目と2点目に関しまして、パシフィックコンサルタンツのほうから回答させ

ていただきます。

1点目、建設機械の稼働による騒音のお話でした。こちらに関しましては、工事期間中は、騒音規制法、振動規制法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等の基準を遵守した上で、建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努めるほか、建設機械のアイドリングストップの厳守、定期的な点検整備による故障や異常の早期発見、工事中の騒音発生に対し、必要に応じて、騒音発生箇所付近への防音パネル設置等の防音対策を講じ、事業区域周辺の住民及び関係者への影響が極力小さくなるように努めます。

また、委員がおっしゃっておりますように、必要に応じてその他の追加措置に関しても検討をいたします。

2点目、工事用車両に関する騒音のお話でした。こちらに関しましては、御意見を踏まえ、鳥居坂通りの走行量をできるだけ増やさないような工事用車両計画の運行計画を検討させていただきます。また、本事業に伴い発生する工事用車両については、工事工程の平準化による一時的な集中の回避、不要なアイドリング防止の徹底、工事用車両の出入口には交通整理員を配置して、通行人の安全の確保に努めるとともに、事業区域周辺における他の大規模開発について、周辺の各開発事業者様と情報共有の上、工事用車両の走行台数を調整する等の検討を行うことにより、環境への影響の低減に努めてまいります。

○事業者 3点目について御回答させていただきます。

この再開発事業において、四周の通り、特に芋洗坂通りについては現況の幅員が約11メートルの港区道になっております。こちらを17m、一部18mに拡幅してまいります。また、鳥居坂通りについては、現況約10mの区道になりますけれども、北側、六本木五丁目交差点に近い部分では14m、南側区間については、国際文化会館の石垣部分を除いて12mに拡幅して道路空間の環境整備を図る計画としております。

供用後の予測につきましては、この環境影響評価手続とは別に、都市再生特別地区の都市計画手続の調整を進めるに当たり実施を行っております。鳥居坂北側のNo. 3ですかね。7-31というNo. 3のところの騒音については、現況の昼間で64dB、夜間で61dBというものに対して、工事完了後も昼間64dB、夜間61dBと予測されております。関連車両による周辺環境への影響は少ないというふうに考えているところでございます。

また鳥居坂通りにつきましては、原則として関連車両を通過させないよう既存の施設、

こちらは具体的には教会と学校、あと国際文化会館、これら以外に新たに駐車場の入口は設置しない計画としております。

環状3号線方面からの関連車両につきましては、接道を含む信号処理によって、地区内車路へ進入できるルートを確認するという事で、鳥居坂への交通が生じないように計画しているというところでございます。また鳥居坂通りに関して、北側に面するA-1街区、こちらに六本木五丁目交差点へ通行する駐車場出口を1か所設置いたします。こちらの駐車場の出口については歩行者の安全を確保するための措置を講じていきたいというふうに考えております。

これらの自動車交通影響検証におけるルート設定につきましては、東京都の都市基盤部あるいは警視庁と協議をした上で設定しているものというところでございます。

御回答以上となります。

○奥部会長 御回答ありがとうございました

最初の点について、この7-106ページの最初の御指摘についてですけれども、最大騒音レベル85dBで、これは勧告基準値と同じ値なのですけれども、この場合も勧告基準を満足するというふうに言ってしまっているのでしょうか。

○事業者 そうですね。御意見ありがとうございます。

同値の場合は、基準値を満足するといったような評価の方法となっております。

○奥部会長 そうなのですね。分かりました。

満足するから大丈夫だみたいな、そういうニュアンスでいいのかどうかという問題意識なのですけれども、先ほど高橋委員の御指摘があったように、保全措置をしっかりとやっていただいて、プラスアルファについてもしっかりと御検討いただくということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。大丈夫でしょうか。

(なし)

○奥部会長 では、ほかに御発言はないようですので、本日の審議はこれで終わりとさせていただきます。事業者の皆様どうもありがとうございました。

では、事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○奥部会長 では、最後にその他ですけれども、何かございますでしょうか。

(なし)

○奥部会長 特にないようでしたら、これもちまして第一部会は終了とさせていただきます。活発に御意見いただきましてどうもありがとうございました。

では、傍聴人の方は退出ボタンを押して、退出をしてください。

(傍聴人退室)

(午前12時10分 閉会)